

# 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の概要

## I 概要

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定設備設置事業者」という。）は、第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額及び接続条件を記載した接続約款の届出・公表等（第 34 条）の義務を負っている。また、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）において、接続約款の記載事項として、第二種指定設備設置事業者との接続を円滑に行うために必要な事項（第 23 条の 9 の 5）が定められている。

総務省は、平成 29 年 12 月から本年 4 月にかけてモバイル市場の公正競争促進に関する検討会（座長：新美育文明治大学法学部教授）を開催し、当該検討会においてモバイル市場の公正競争の更なる促進を図るための措置について報告書が取りまとめられた。

当該報告書においては、伝送速度について、仮に、第二種指定設備設置事業者がそのネットワークにおいて、トラヒックの扱いを不当に差別的に取り扱うとすると、MVNO との間の伝送速度における競争条件が公正性を損なうことになりかねないとされ、今後不当な差別的取扱いが行われないことを民事的に担保するために、第二種指定設備設置事業者が、トラヒックの取扱いにおいて、不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款に規定することとし、そのための電気通信事業法施行規則の改正を行う必要がある旨指摘されている。

当該報告書の趣旨を踏まえ、第二種指定設備設置事業者のネットワーク管理について接続約款に規定することとし、そのための電気通信事業法施行規則の改正を行う。

## II 改正内容

### ● 接続約款記載事項の追加（電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5）

第二種指定設備設置事業者が、ネットワーク管理において、利用者又は電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨を約款記載事項とする。

## III 施行日

（1）公布の日から施行する。

（2）改正を受けた接続約款の変更の届出は、施行日から 3 月以内に行うこととする。

以上